

SNSがきっかけに! 悪質商法に気をつける!!



ね、狙われて
いるかも……。



BOKU
KAMOKAMO...
© YUKI ISHII



マルチ商法
マルチまがい商法



架空請求
不当請求



アポイントメント
セールス

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン **188**

メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内



消費者トラブルや製品事故に関する注意情報などを、メール配信します。
メール (shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp)
または左記のQRコードを読み取って送信してください。



群馬県消費生活センター

群馬県消費生活センター

検索

<https://www.pref.gunma.jp/>

いつでも相談してね



ウマイ話には裏があるかも…!



【マルチ商法・マルチまがい商法】



販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達に誘われても、きっぱりと断る!

ウマイ話はない!



こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ること!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

【アポイントメントセールス】



販売の目的を隠して店舗などに呼び出し、契約を結ばせる商法。

カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気ですぐに契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。



■こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、高額な講座を強引に契約させられる。



これだけは覚えておこう!

「簡単にもうかる」「特別」など、ウマイ話を安易に信用しない!



悪質商法と思った消費生活へ相談!

困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

【架空請求・不当請求】



「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

カモにならないために…

- 慌てて、電話やメールをしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな目にあってしまうカモ…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくる。

【ネット広告等をきっかけとしたトラブル】



SNSなどの広告を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが急増しています。

カモにならないために…

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容をよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。

モ?

センター



専門の相談員が、
解決のお手伝い!



あやしいと
思ったら、
すぐに相談。

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

1

契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2

ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。

3

ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4

支払ったお金は、全額返金を要求できます。
商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社 ××××□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）・・・・ 8日間
- ・電話勧誘販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8日間
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）・・・・・・・・・・・・・・ 20日間
- ・特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等）・・・・・・ 8日間
- ・業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）・・・・・・ 20日間
- ・訪問購入（いわゆる訪問買取）・・・・・・・・・・・・・・ 8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター（日曜、祝日、年末年始は休み）

県庁昭和庁舎1階 ☎027-223-3001

〇月～金曜：9時～16時30分（電話、来所）※来所相談は予約制

〇土曜：9時～12時／13時～16時30分（電話のみ）



- | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ●前橋市消費生活センター | ☎027-230-1755 | ●安中市消費生活センター | ☎027-382-2228 |
| ●高崎市消費生活センター | ☎027-327-5155 | ●みどり市消費生活センター | ☎0277-76-0987 |
| ●桐生市消費生活センター | ☎0277-40-1112 | ●甘楽町消費生活センター | ☎0274-74-3306 |
| ●伊勢崎市消費生活センター | ☎0270-20-7300 | ●玉村町消費生活センター | ☎0270-20-4020 |
| ●太田市消費生活センター | ☎0276-30-2220 | ●板倉町消費生活センター | ☎0276-82-7830 |
| ●沼田市消費生活センター | ☎0278-20-1500 | ●明和町消費生活センター | ☎0276-84-3299 |
| ●館林市消費生活センター | ☎0276-72-9002 | ●大泉町消費生活センター | ☎0276-63-3511 |
| ●渋川市消費生活センター | ☎0279-22-2325 | ●邑楽町消費生活センター | ☎0276-47-5047 |
| ●藤岡市消費生活センター | ☎0274-20-1133 | ●吾妻郡消費生活センター | ☎0279-75-1166 |
| ●富岡市消費生活センター | ☎0274-63-6066 | | |

このリーフレットについてのお問合せ ●群馬県消費生活課 ☎027-226-2281 令和2年12月作成

～このリーフレットは、金融広報中央委員会の地方庁運動費で制作しております～